

高知県教育振興基本計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 高知県において、教育基本法第17条第2項の規定に基づく教育の振興のための施策に関する基本的な計画（以下「高知県教育振興基本計画」という。）を策定するため、高知県教育振興基本計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 高知県教育振興基本計画の策定に関すること。
- (2) その他検討委員会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(委員及び組織)

第3条 検討委員会は、委員15人以内で組織する。

- 2 委員は、高知県教育長が委嘱又は任命する。
- 3 委員の任期は、委嘱又は任命の日から高知県教育振興基本計画の決定の日までとする。
- 4 検討委員会に委員長1名及び副委員長2名を置く。
- 5 委員長は、委員の互選によって定める。
- 6 副委員長は、委員長が指名する。
- 7 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。
- 8 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 検討委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 会議の議長は、委員長が当たる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開くことができない。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、及び資料の提出、意見、説明その他の協力を求めることができる。
- 5 会議は、公開とする。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。

(庶務)

第5条 検討委員会の庶務は、高知県教育委員会事務局教育政策課において処理する。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年11月2日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、高知県教育振興基本計画の決定の日限り、その効力を失う。

(経過措置)

- 3 第4条第1項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は、高知県教育長が招集する。

高知県教育振興基本計画検討委員会委員名簿

いけ 池	やす 康	はる 晴	高知県高等学校長協会 会長
いま 今	にし 西	なお 尚	高知県国公立幼稚園・こども園会 会長
おお 大	の 野	よし 吉	高知県市町村教育委員会連合会 会長
おか 岡	たに 谷	ひで 英	高知大学教育学部 教授
かわ 川	きた 北	やす 恭	高知県高等学校PTA連合会 会長
かわ 川	しま 島	しょう 祥	高知県高等学校体育連盟 会長
これ 是	なが 永	こ かな子	高知大学教育学部 准教授
たけ 武	ち 市	さわ 佐和子	南国市立図書館 館長
とき 時	ひさ 久	けい 恵	高知県社会教育委員会 副委員長
にし 西	お 尾	ひろ 洋	高知県小中学校長会 会長
の 野	じま 島	とし 利	高知県小中学校PTA連合会 会長
はま 濱	かわ 川	ひろ 博	高知県臨床心理士会 副会長
ふる 古	や 谷	すみ 純	高知サンライズホテル 専務取締役
まつ 松	ばら 原	かず 和	高知市教育委員会 教育長 (任期:~平成27年12月)
やま 山	さき 崎	みち 道	一般社団法人 高知県工業会 会長
よこ 横	た 田	とし 寿	高知市教育委員会 教育長 (任期:平成28年1月~)

(50音順)

※所属・役職は委員就任時点